



鳥労発基 0929 第 6 号
令和 5 年 9 月 29 日

鉄骨建方工事関係団体 各位

鳥取労働局長



ビル建築に伴う鉄骨建方工事に係る労働災害防止対策の徹底について

標記については、かねてから厚生労働省及び都道府県労働局においてその推進を図ってきたところですが、本年 9 月 19 日、別添のとおり、東京都中央区のビル建築現場において、鉄骨建方作業中に鉄骨が崩壊し、鉄骨建方作業に従事していた労働者及び下層で作業を行っていた労働者計 6 名が被災し、うち 2 名が死亡するという重大な災害が発生しました。

本災害の原因は現在所轄の労働局において調査中ですが、鉄骨建方作業における鉄骨の落下等については、極めて重大な災害につながるおそれが高いことから、同種災害の防止のため、特に下記の事項に留意の上、リスクアセスメントの実施をはじめ、作業計画の作成やこれに基づく措置の徹底、有資格者の選任、要求性能墜落制止用器具等の適正な使用等について、傘下会員等関係事業者に対する周知及びその徹底の指導を要請いたします。

記

1 リスクアセスメント及びその結果に基づく措置の実施

ビル建築工事の施工計画の段階からリスクアセスメントを実施し、工法の安全性や作業の各段階における構造物及び仮設機材（ペント等の建方養生も含む。）の強度、安定性等について検討し、その結果に基づいて、構造物及び仮設機材等の崩壊・倒壊の防止等、必要な措置を講じること。また、構造物及び仮設機材等が健全な状態であることを隨時確認すること。



(別添)

ビル建築現場における鉄骨崩落による墜落災害

1 発生日時

令和5年9月19日午前9時20分頃

2 発生場所

東京都中央区八重洲一丁目

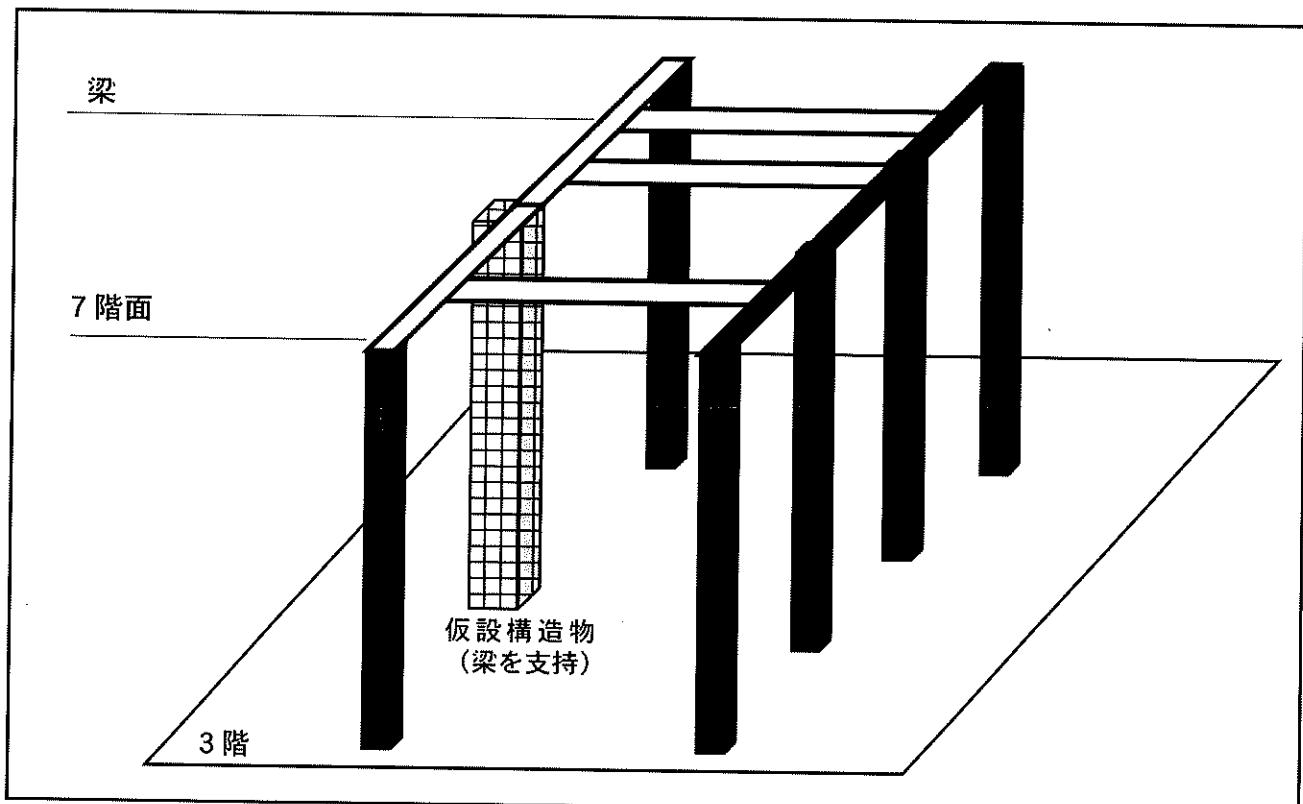
3 発生状況

災害発生時、既設の鉄骨支柱等（黒色部分）に梁となる鉄骨（白色部分）を設置する作業が行われていた。作業員は梁上（7階面）において梁の取り付け作業等を実施しており最後の梁を設置していたところ、何らかの原因で全ての梁及び梁を支持していた仮設構造物が3階まで崩落し、梁上で作業していた作業員5名が墜落した。また、階下で別の作業に従事していた作業員1名が飛散した部材に接触した。（下図参照）

4 被災状況

2名死亡、2名重傷、2名軽傷

災害発生状況（略図）



（注）上記の略図は現在調査中のもの。